

石巻市民スポーツ大会運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会（以下「本会」という。）は、地域住民のスポーツ活動をささえ、スポーツを通じた地域コミュニティを構築するため、本会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が実施する市民を対象とした大会の運営に要する経費のうち、予算の範囲内において、石巻市民スポーツ大会運営補助金（以下「補助金」という）を交付するものとし、その交付に係る手続き等に関する基本事項は、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する大会の開催とする。

- (1)加盟団体が主催するスポーツ大会
- (2)大会名に「石巻市民」もしくは、「市民」と表記されている大会。又は、石巻市民を対象とした大会
- (3)「本会」と「石巻市」が後援するスポーツ大会
- (4)補助金を申請する年度内に完了するスポーツ大会

2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認める事業については補助金を交付することができる。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、運営補助金申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1)大会開催要項
- (2)大会の後援願（「後援願」本会ホームページ・ダウンロードより取得可）
- (3)大会の収支予算書

但し、補助金の申請期間以後の大会については、上記(1)～(3)の準備が整い次第、速やかに提出すること

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(交付の決定)

第4条 会長は、補助金交付申請書の提出があったときには、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたとき、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(事業の遂行等)

第5条 加盟団体は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他会長が事業遂行のために指示した内容に従い、事業を行わなければならない。また、補助金を他の用途へ使用してはならない。

- 2 会長は、加盟団体に対し、必要に応じ事業の遂行状況を報告させることができる。
- 3 会長は、加盟団体が提出する報告により、事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、期日を指定し、適正に当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告書)

第6条 加盟団体は、補助対象事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する会計年度の3月31日いずれか早い日までに事業報告書(様式第2号①、様式第2号②)に次の各号に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他参考となる資料(事業開催要項、実施記録写真、参加者名簿等)

(補助金及び後援内容)

第7条 補助金及び後援の内容については次のとおりとする。

- (1) 補助金については、各加盟団体一律4,000円とし、当該補助年度当たり1団体1回を限度とし交付する。
- (2) 使用施設の利用料減免については、本会の指定管理施設を会場とする大会に限り、一定の割合において減免を適用する。
※別紙「石巻市総合体育館利用の注意事項について」①参照
- (3) 賞状について、補助対象事業の大会において、本会所定の賞状を希望する場合には、事前に必要枚数を申し出ることにより交付する。但し、1大会につき30枚を限度とする。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。